

令和 8 年度 京都市中小事業者向け セキュリティ診断サービス事業 募 集 要 領

募集事業者数：20 社（先着）

募集期間：

令和 8 年 10 月 21 日（火）～令和 8 年 12 月 25 日（金）
〈当日 17 時必着〉

問合せ時間：上記期間の平日 9 時～17 時

問合せ窓口：公益財団法人京都高度技術研究所 ICT 研究開発部
「RAXSA 洛座 セキュリティ診断サービス」事務局

住 所：〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134番地 9階

E-mail: raxsa-sec-entry@astem.or.jp

公益財団法人 京都高度技術研究所(ASTEM)

RAXSA 洛座 京都市中小事業者向けセキュリティ診断サービス

(目次)

問合せ先、申込書等の提出先	1
1 事業の趣旨	2
2 対象者	2
3 診断内容	4
4 募集事業者数	5
5 申し込みから診断までの流れ	5
6 申し込み手続き（提出書類、受付期間、提出方法）	6
7 診断費用	8
8 診断後のフォローアップ	9
9 追加費用の支払	9
10 成果フォロー及び公表への協力のお願い	9

問合せ先、申込書等の提出先

組 織 名 (事務局)	公益財団法人京都高度技術研究所 ICT 研究開発部 「RAXSA 洛座 セキュリティ診断サービス」事務局
所 在 地	〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地 9階
連 絡 先	E-mail : raxsa-sec-entry@astem.or.jp 担当：「RAXSA 洛座 セキュリティ診断サービス」事務局 ※メールにてお問い合わせください。

1 事業の趣旨

この事業は、京都市内中小企業等による、AI、IoT、ロボティクス等の導入における情報セキュリティ対策の取り組みを推進することを目的として、京都市内の主に製造業を営む中小企業を対象に、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」（以下「SCS 制度」という。）における★3（以下「SCS★3」という。）の登録に向けた取り組みを進める事業者に対し、その事業拠点における情報セキュリティへの取り組み状況を診断するものです。

2 対象者

本事業の対象者は、京都市内に主たる事務所、営業所、事業拠点を有する中小企業^{※1}のうち、指定する区分に該当する事業者^{※2}とします。

※1 中小企業等：交付要綱第2条2号に定めるもの

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
ただし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）におけるみなし大企業を除きます。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。
- 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。
- 「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいいます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに上記の表の数字を超える者です。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業に該当します。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

※2 対象とする事業者の区分

区分	具体的な組織・事業形態
会社及び会社に準ずる営利法人	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、士業法人（弁護士法人、税理士法人等）
農業法人（会社形態）	株式会社、合同会社等の会社形態で農業を営む事業者
商工業を営む個人事業主	製造業、建設業、運輸業、情報通信業、卸売業、小売業、宿泊業、サービス業等を営む個人事業主

上記規定に関わらず、以下のいずれかに該当する者は、本事業の対象となりません。

- 1 京都市税を滞納しているもの
- 2 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- 3 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (6) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(3)から(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者
- (9) (3)から(7)まで（(8)の場合を除く。）のいずれかに該当する者を購入契約その他の契約の相手方とした場合に、当財団が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わない者
- (10) 前各号に規定するもののほか、当財団理事長が不適当であると認める者

3 診断内容

1 基本診断項目

本事業では、各事業者の1事業拠点において、SCS 制度にて対象とする IT 基盤（クラウド環境を含む）にある30台までの端末を対象として、ヒアリング・現地調査を伴う調査を行い、以下の報告書を作成します¹。

- ・ ネットワーク構成図
- ・ IT 資産台帳
- ・ 配線図
- ・ 現状分析レポート
全体サマリー・各調査項目の詳細結果・発見された課題および改善すべき項目
- ・ 改善提案書
SCS★3 の要求事項への適合状況、取得に向けた改善策・優先順位・コスト感

2 複数拠点等の調査

端末数が30台を超える場合や、複数の拠点を対象とする場合は、追加費用により実施します。

3 追加調査項目

以下の各項目について、追加費用（別途見積）により実施します。

	診断項目	内容
1.	高度物理インフラ診断	LAN ケーブルの通信品質（リンク速度・配線異常等）を数値で可視化し、潜在的な通信障害リスクを特定します。
2.	Wi-Fi 電波環境の可視化	無線 LAN の電波強度・チャネル干渉状況をヒートマップ化し、ノイズ源の特定と最適なアクセスポイント配置の改善提案を行います。
3.	Cyber Essentials の観点による技術的対策の確認	英国発のセキュリティ認証「Cyber Essentials」が定める5つの技術的対策（境界防御／セキュア構成／アクセス制御／ウイルス対策／パッチ管理）の観点から、対象企業様の対策状況を確認します。SCS★3 の技術的要求事項と親和性が高く、国際的に用いられている基準に照らした客観的な現状評価が可能です。
4.	外部公開資産に対する脆弱性診断／標的型攻撃メール訓練	外部公開資産に対する脆弱性診断、および従業員を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施します。対象企業様の規模・環境により実施工数が大きく変動するため、個別対応とさせていただきます。

¹ 製造環境等の制御(OT) システム（工場内の制御ネットワーク等）や、委託元等に提供する製品等については、SCS 制度においてサプライチェーン全体での共通化が困難として対象から除外されているため、診断対象ではありません。

4 募集事業者数

募集事業者数は以下のとおりです（先着順）。ただし、診断対象とする事業所は、京都府・滋賀県・大阪府・奈良県・兵庫県・和歌山県に限ります。

予定数	20社
-----	-----

5 申し込みから診断までの流れ

申し込みから診断実施までの流れは、以下のとおりです。具体的な日程については、申し込み後、診断委託先事業者（株式会社東洋）と調整いただきます。

NO	実施項目	実施内容
1	事前ヒアリング	端末台数、拠点数、ネットワーク環境、既存資料の有無をアンケートとヒアリングにより確認し、当日の調査範囲と所要時間を確定します。
2	現地調査	対象事業所にエンジニアが訪問し、ネットワーク機器・配線の調査を行います。
	（追加調査項目調査）	追加調査項目がある場合は、別途調査します。
3	分析・監修	情報処理安全確保支援士が調査結果を分析し、SCS★3の要求事項に照らした分析を行います。
4	報告会	報告書を取りまとめ、報告会を行います。

6 申し込み手続き（提出書類、受付期間、提出方法）

申し込みにあたっての提出書類は下記のとおりです。

※ 必要に応じて、下記の提出書類に加えて必要な書類の提出を求める場合があります。

【提出書類】

NO	提出書類	備考
1	「京都市中小事業者向けセキュリティ診断サービス」申込書	所定様式
2	企業概要がわかる書類（会社案内・カタログ等のパンフレット）	本事業への申込の受理をもって、「AI・ロボティクス・セキュリティ等導入促進プラットフォーム RAXSA 洛座」へ自動的に会員登録されるものとします。 なお、既に本プラットフォーム会員の場合は不要です。
3	申請に係る申告書	所定様式
4	その他当財団理事長が必要と認める書類	

※ 申込書等の様式は、下記ホームページからダウンロードできます。

WEB サイトアドレス <https://raxsa.kyoto/overview/security-assessment/>

※ 「AI・ロボティクス・セキュリティ等導入促進支援プラットフォーム RAXSA 洛座」について

当財団では、企業・大学・支援機関と連携し「AI」「IoT」「ロボティクス」「セキュリティ」「人材育成」の5分野を柱に、技術導入とリスクリングを一体的に推進することで、京都市内中小企業の生産性向上と担い手確保、並びにサイバー耐性の強化を図り、地域産業の持続的な成長へつなげることを目的とした会員制のプラットフォームとして、「**RAXSA 洛座**」を設立しました。

このプラットフォームでは、会員各企業に対して以下の各サービスを提供し、地域企業に対してAI・IoT・ロボティクス等の技術導入の支援を行ってまいります。

- ・ AI・IoT・ロボティクス等の先端技術の導入
 - ✓ 専門家による伴走支援
 - ✓ 技術実証(Proof of Concepts, PoC)補助金
- ・ セキュリティ診断
- ・ 共用ラボ
- ・ 人材育成（技術セミナー、オンライン講座）
- ・ 情報提供（ホームページ、メーリングリスト等）



本プラットフォームの詳細は本募集要綱の別紙、ならびにホームページ(<https://raxsa.kyoto/>)をご覧ください。

受付期間・提出方法

申請は、WEB 申請により行います。

受付期間	令和8年10月21日（火）～令和8年12月25日（金）《17時まで》 ただし、20社に達し次第、受付を締め切ります。
申請方法 WEB 申請のみ	・申請時に表示される「個人情報の取扱いについて」を一読いただき、同意のうえで申請してください。 ・必要事項を入力後、必要書類一式をアップロードしてください。 ・事務局から受付番号を記載した受領済メールを送りますので、<u>事務局からの返信メールが届かない場合は、事務局までメール又は電話でご連絡ください。</u> ・アップロードできるデータ容量は10MB以内（ファイル形式：PDF、PPT、JPEG）です。 ※提出いただいたデータや提出書類は、原則、返却いたしません。
提出先	以下、WEB サイトアドレスから申請してください。 URL: https://raxsa.kyoto/overview/security-assessment/

7 診断費用

1 基本診断項目

無料。

2 複数拠点等の調査

基本診断項目の台数・拠点数を超える場合は、以下の追加費用で診断します（税抜）。

端末台数	1 拠点目	2 拠点目以降 (1 拠点ごとの料金)
10 台まで	—	72,000 円
11～20 台	—	108,000 円
21～30 台	—	144,000 円
31～40 台	90,000 円	216,000 円
41～50 台	180,000 円	288,000 円
51 台以上	別途見積	

3 追加診断項目

追加診断項目の料金は以下の通りとします。

診断項目	料金
高度物理インフラ診断	別途見積
Wi-Fi 電波環境の可視化	
Cyber Essentials の観点による 技術的対策の確認	
外部公開資産に対する脆弱性診断／ 標的型攻撃メール訓練	

4 その他

- ・ 診断対象の拠点が京都府・滋賀県以外の場合は、交通費を実費にて別途請求いたします。
- ・ 申込み後に診断内容に変更があった場合は、様式 2 に従いその内容を連絡してください。

8 診断後のフォローアップ

診断内容に関する質問等については、報告会実施後半年間、本事業の窓口を通じて対応いたします。

9 追加費用の支払

複数拠点の調査等により発生した追加費用については、調査完了後に当財団より請求いたします。

10 成果フォロー及び公表への協力をお願い

事業終了後、報告会・パンフレット等での成果の公表・広報への協力をお願いすることがありますので、ご協力ください。